

島根県立島根県民会館の指定管理者の募集（文化国際課）

島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和4年8月2日

島根県知事 丸山 達也

1 摂集の目的

島根県立島根県民会館（以下「会館」という。）は、県民の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的として設置されたものである。

会館については、県民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を平成17年4月から導入しているが、現在の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することから、次期の指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 設置目的

会館は、昭和43年9月に大・中ホール、会議室等を備えた多目的文化施設として開館して以来、優れた芸術文化に親しむ場としてだけではなく、文化活動の場としても広く県民に親しまれている。

今後も、音楽や演劇など質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、多様化する文化活動やニーズに即した新たな文化資源の創造など、広域的な文化振興を図る拠点施設としての役割を期待されている。

(2) 施設概要

ア 施設名称 島根県立島根県民会館

イ 所在地 島根県松江市殿町158番地

ウ 開館年月日 昭和43年9月25日

エ 施設規模

(ア) 敷地面積 13,219平方メートル

(イ) 建築面積 7,361.78平方メートル

(ウ) 延床面積 16,279.97平方メートル（地上4階・地下1階）

オ 施設構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

カ 施設内容

(ア) 施設

大ホール（1,537席）、中ホール（576席）、楽屋（12室）、会議室（17室）、展示・多目的ホール（3室）、リハーサル室（1室）ほか

(イ) 入居施設

飲食店 126.38平方メートル

(3) 配置図 島根県立島根県民会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を参照すること。

(4) 入館者数

令和2年度 174,425人

令和3年度 221,856人

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。詳細は、島根県立島根県民会館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、飲食店については、行政財産目的外使用許可による運営となり、指定管理業務に含まないものとする。

(1) 会館の施設（ホール、会議室等）及び設備（以下「施設等」という。）で条例別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の利用の許可に関する業務

- (2) 有料施設等の利用料金の設定、収受等に関する業務
- (3) 会館の総合案内に関する業務
- (4) 会館の広報・利用促進に関する業務
- (5) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) 文化事業の企画及び実施に関する業務
- (7) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (8) 県民、文化芸術団体及び公立文化施設の文化芸術活動に対する支援に関する業務
- (9) その他仕様書に記載する業務

4 指定期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 利用料金制度

有料施設等の利用料金は、条例第14条の規定により指定管理者の収入とする。指定管理者は、条例及び島根県立島根県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号。以下「規則」という。）で定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍までの範囲内で島根県知事の承認を受けて利用料金を定めるものとする。

(2) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料の額は、指定期間における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）を上限とする。

支出見込額 2,630,301千円

収入見込額 527,205千円

指定管理料 2,103,096千円以内

※支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の修繕費は10,400千円(1,300千円／年)。（各年度毎に精算する）

※指定管理期間中に会館の改修工事（以下「工事」という。）を予定しており、これに伴い約1年6か月の全館休館を予定している。支出見込額及び収入見込額は、この休館期間の影響を考慮した金額である。

※支出見込額は、入居団体の光熱水費負担額を含めた金額である。

※収入見込額は、利用料金及び入居団体の光熱水費負担額である。

(3) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。また、指定管理開始日から4年を経過した後に指定管理料の見直しを行う。その結果については、6年目以降の指定管理料に反映する。

(4) 支払方法

各年度の年間指定管理料は別途定める支払計画に基づき分割支払とし、支払時期及び分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続等をしていない法人等であること。
- オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人等でないこと。

(2) 応募資格の留意事項

- ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有さない。
- イ 会館の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

指定管理者指定申請書（規則で定める別記様式）

イ 事業計画書

事業計画書の大きさは、原則としてA4判とし、次の内容を記載すること。

(ア) 管理運営の基本方針

(イ) 事業実施計画に関する事項（文化事業、文化芸術活動の支援、広報・利用促進）

(ウ) サービスの質の確保と具体的の方策

(エ) 利用料金の設定及び減免の考え方

(オ) 施設の維持管理・危機管理

(カ) サービス提供体制

(キ) その他仕様書で定める事項

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

エ その他の申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準ずる書類

(イ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（現在事項証明書）

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(オ) 役員の名簿（住所、氏名等）及び略歴を記載した書類

(カ) 法人等の概要を記載した書類

(キ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ク) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ケ) 指定に係る誓約書

(コ) その他知事が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)のエの(ア)、(イ)及び(キ)から(コ)までについては、正本

1部、副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、令和4年9月30日（金）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(ウ) 申請者若しくは申請者の代理人又はそれらの関係者が、選定に対する不当な要求を行ったとき。

(エ) その他不正な行為があったとき。

カ 改修工事に伴う休館期間についての留意事項

会館の改修工事（以下「工事」という。）を指定管理期間中に予定しており、これに伴い、全館休館1年6か月を予定している。工事の期間及び休館の時期については、周知期間を確保した上で、令和5年度以降の適切な時期に設定する。

なお、工事内容の詳細、工事の期間、休館の時期等については、指定管理者の指定の議決後に行われる協定書締結に向けた協議において具体的に特定する。

おって、休館に伴う収入見込額及び支出見込額への影響を適切に見積り、提出書類に反映させること。

8 募集要項等の公表期間及び公表方法

(1) 公表期間

令和4年8月2日（火）から同年9月2日（金）まで

(2) 公表方法

島根県環境生活部文化国際課ホームページに掲載する。

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

なお、出席を希望する法人等がなければ実施しない。

(1) 開催日時 令和4年8月29日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 集合時間及び集合場所 午後1時20分に会館の201会議室に集合

(3) 現地説明会の内容 会館の施設見学

(4) 参加申込みの方法等

現地説明会への出席を希望する者は、参加申込書を次のとおり作成の上、提出すること（1法人等の出席者は、3名までとする。）。

ア 参加申込書の記載内容 法人等名、出席予定者（職・氏名）、連絡先（住所・電話番号）

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 令和4年8月19日（金）午後5時

エ 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ（持参の場合以外は、確認のため必ず電話をすること。）

10 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義等については、次の方法により提出すること。

なお、指定管理候補者の選定後に募集要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 提出方法

別に定める質疑票に記入の上、17に記載する場所に提出すること。ファクシミリによる提出も可とする。

なお、持参の場合以外は、確認のため必ず電話をすること。

(2) 提出期限 令和4年9月5日（月）午後5時

(3) 回答方法及び回答期限

質疑の回答は、全ての応募希望者に対し、令和4年9月13日（火）までにファクシミリにて行う。

(4) その他

質疑の提出期限以降において、新たに募集要項等を入手した法人等が回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。候補者の選定後に募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理者の候補の選定

条例第6条の規定による基準に基づき、島根県立島根県民会館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員により構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に發揮させること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目及び配点

ア サービスに関する評価 計70点

(ア) 管理運営の基本方針 10点

(イ) 文化事業の充実 10点

(ウ) 文化芸術活動の支援 10点

(エ) 広報・利用促進の考え方 10点

(オ) サービスの質の確保と具体的方策 10点

(カ) 施設の維持管理・危機管理 10点

(キ) 安定的な運営が図られるサービス提供体制 10点

イ コストに関する評価 計30点

(ア) 収入目標と収支計画の内容 10点

(イ) 費用対効果の考え方 10点

(ウ) 法人等の財政的基盤 5点

(エ) 管理に要する経費 5点

(4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準並びに審査の項目及び配点に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、令和4年10月7日（金）までに申請者全員に通知する。
- ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。
- エ プrezentationの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。
- オ 候補者の選定は令和4年10月中旬に行い、その結果は申請者全員に書面で通知するとともに、申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県のホームページで公表する。
- カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 選定委員会は、非公開とする。
- ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

(5) 応募者が1者のとき

応募者が1者のみの場合でもプレゼンテーションは、実施する。この場合において、評価点数が最低基準60点を下回る場合には当該者は指定管理候補者として選定しない。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11の(4)で選定した候補者を、令和4年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定するものとする。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、基本協定の発効は、令和5年4月1日を予定している。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

(1) 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、指定管理者が行う利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価する。

(2) 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は指定管理者に通知する。

評価結果によって改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を施すこと。

(3) 評価結果の公表等

評価結果については、島根県議会へ報告するとともに島根県のホームページにより公表する。また、改善の勧告内容、改善策、実施状況等についても適宜島根県議会へ報告し、島根県のホームページにより公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 候補者の決定の取消し等
7 の(1)の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者選定の取消し又は指定の取消しを行うことがある。
- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (5) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）及び島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 所在地 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室
- (4) 電話 0852-22-5878
- (5) ファクシミリ 0852-22-6412
- (6) メール bunkashinko@pref.shimane.lg.jp